

白鷹町地域応援券事業 (第6弾) について



使用開始日：令和7年3月25日（火）

※使用期限や使用できるお店など、詳しくは応援券送付の際に同封するチラシまたは町ホームページでご確認ください。

物価上昇の影響を受けている町民の皆さまの生活支援と消費喚起を目的として、1人あたり5,000円分の白鷹町地域応援券（商品券）の配布を行います。

●対象者

基準日（令和7年1月31日）において白鷹町に住民登録をされている方。ただし、基準日以降に生まれた新生児の方も対象とします。

●配布内容

1人あたり5,000円分（1,000円×5枚）の応援券を世帯ごとに郵送します。（事前申込不要）

※配送の都合上、宛名はカタカナ表記となります。

※基準日以降に生まれた新生児の方の応援券は、3月下旬以降に配布します。

※応援券の使用開始日までに順次、町民の皆さまへの配達を予定しています。

配達ルートによっては、同じ地域でも最大2週間ほど差がありますので、あらかじめご了承ください。



◀応募券の詳細については
こちらからご確認ください。

※昨年度のデザインです

取扱事業所を募集します

▶対象：町内事業所（業種不問）

▶申込方法：申請書に必要事項を記入の上、白鷹町商工観光課に持参または郵送

※昨年度参加された事業所には申請書等を郵送しております。

▶応援券を使用できる商品等：事業所が取り扱う商品購入やサービス提供など

▶募集期間：2月26日（水）まで

※登録申請書は白鷹町商工観光課または白鷹町ホームページから取得できます。

※募集期間を過ぎた場合でも受付は行いますが、全世帯に配布する「取扱事業所一覧」には掲載できない場合があります。

【問い合わせ】商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

引越しの際の住所変更の届出について



入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は
“正確な住所の届出”が必要です！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに住所変更の手続きを行いましょう。

また、マイナンバーカードには最新の住所を記載する必要があります。そのため、引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きを行ってください。

《住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続方法》

▶マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約（来庁予定の連絡）ができます。詳しくは、下記二次元バーコードよりデジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

▶「転出届」は、市町村の窓口への届出だけでなくマイナポータルを通じてオンラインで届出できます。ぜひご利用ください。

※オンラインで転出届を提出する場合は、マイナンバーカードに署名用電子証明書が搭載されている必要があります。



◀引越し手続について
(マイナポータル)



◀引越し手続オンラインサービス
(デジタル庁ホームページ)

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

マイナンバーカードについてのお知らせ

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129

マイナンバーカードの申請をしませんか？

住民票・印鑑証明のコンビニ交付が始まっています！

町民課窓口で随時受付しています。窓口に来ることが困難な方は、町民課戸籍年金係にご連絡いただけますとご自宅にお伺いし、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。

～マイナンバーカード申請の際は以下の書類をご準備ください～

■本人確認書類 運転免許証など顔写真付きの身分証明書＋健康保険証（資格確認書）
顔写真付きのものがない方は、健康保険証（資格確認書）・年金証書・介護保険証など2点

■マイナンバー通知カード（なくても大丈夫です）

カードの受取はがきが届いたけれど、平日窓口にお越しになれない方はいませんか？

下記の日程で土曜日に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。

・期日：2月22日（土）・3月22日（土）

・時間：9：00～11：30 ※電子証明書更新手続きの予約も受け付けします。



マイナンバーカードの電子証明書更新手続きについて

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいている方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より封書が届きます。有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。

町民課窓口においてになる際、電話で予約し来庁していただくと待ち時間が少なく手続きができます。

※更新にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。

※更新手続きを期限内に行わない場合、電子証明書は失効となりマイナポータル・健康保険証等の利用ができなくなります。